



事務連絡
令和2年3月30日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕
衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての
特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について

衛生主管部局に対しては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）により、臨時的・特例的な対応として、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないことを周知していたところです。

同事務連絡も踏まえ、手指消毒用エタノールの需要を賄うことができない医療機関等に対しては、都道府県からの要請に基づき、国からアルコール事業法（平成12年法律第6号）に規定する特定アルコールを、手指消毒用エタノールの代替品として無償配布した場合にどの程度のニーズがあるか、検討したいと考えております。

については、別添の摘要を踏まえ、仮に代替品の無償配布があった場合のニーズについて、令和2年4月3日（金）中に別紙様式に必要事項を記載の上、ご提出をお願いいたします（詳細は別紙様式）。

なお、提出は、施設及び数量を各都道府県においてとりまとめの上、問い合わせ先に記載されているメールアドレス宛てに提出いただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ・別紙様式提出先)
厚生労働省医薬品等物資班
Email shoudokuyaku@mhlw.go.jp

摘要

- 国から配布された特定アルコールを適切に薄めて使用する場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）の2.における要件を満たすものとして取り扱うこと。
- 配布の対象（要件）については、自施設の責任の下で、手指消毒用として高濃度エタノールを適切に調整、管理及び使用し、そのための適切な体制（薬剤の取扱いに精通した医師、薬剤師等、希釈の設備・器具等）をとることができる医療機関等を念頭に置いているものであること。
- 仮に無償配布を行った場合には、無償配布を受けた医療機関等については、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）に基づく優先供給スキームの対象外とすること。
上述の対象の要件に該当する医療機関等においては、他の施設分の手指消毒用エタノールを確保する観点から、原則として、優先供給スキームではなく、今回の無償配布により手指消毒用エタノールを確保することを検討されたいこと。
- 配布予定の特定アルコールは、エタノール濃度が95vol%程度（想定している製品規格は、「特定アルコールの使用の手引き」の参考のとおり）であることから、原則70～83vol%に希釈して使用することを想定していること。
- 配布の最小単位は、18L入り一斗缶であること。
- 使用にあたっては、「特定アルコールの使用の手引き」（令和2年3月30日版。改訂した場合は最新版）を参照すること。
- 送付については運送会社による直接配送を想定していること。
- なお、実際に無償配布を行うこととなった場合には、本調査の結果をベースに配布することを検討していること。

特定アルコール集計様式(都道府県への供給要請)

(別紙様式)

要請日	
都道府県名	

分類	施設数	要請数量(缶)
01.感染症指定医療機関又は帰国者・接触者外来医療機関	0	0
02.新型コロナウイルス確定患者を受け入れているための病床を確保した医療機関	0	0
03.重症度が高い患者が入院する医療機関	0	0
07.その他消毒用アルコールの不足により、直ちに生命の危機が生じる可能性のある機関(備考に詳細を記載すること)	0	0
08.その他医療機関(病院)	0	0
09.その他医療機関(診療所)	0	0
10.その他の医療機関(歯科医院)	0	0
11.薬局	0	0
12.高齢者施設(施設系・居住系サービス)	0	0
13.高齢者施設(訪問系サービス)	0	0
14.高齢者施設(通所系サービス・その他)	0	0
15.障害者施設(医療的なケアが必要な重度の障害児者が利用する入所系・居住系・通所系サービス)	0	0
16.障害者施設(医療的なケアが必要な重度の障害児者が利用する訪問系サービス)	0	0
17.障害者施設(その他・上記以外)	0	0

21.その他(具体的に記載)	0	0
総要請数量	0	0

代表担当者連絡先

担当部署名	例 ○○部○○課○○係 ※1つのみ記載
担当者名(フリガナ)	例 厚生 太郎(コウセイ タロウ) ※ 複数名記載可
連絡先(TEL,FAX)	例 TEL; 03-0000-0000 FAX; 03-0000-0000
担当者メールアドレス	



特定アルコールの使用の手引き
令和2年3月30日版

1. 留意事項

- 本手引きは、令和2年3月23日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」及び令和2年3月30日付け事務連絡「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について」に基づくものであるため、両事務連絡を参照すること。
- 医療機関等において特定アルコールを使用する場合において、医薬品又は医薬部外品ではないため、使用者の責任において使用すること。必要に応じて、医療機関等内において使用の所定の手続を行う又は使用対象者を施設職員に限定する等の対応を行うこと。

2. 使用の方法の例

配布された特定アルコール（95vol%程度）18L 入り一斗缶を以下の割合で、1L 程度の容量が入る清潔な気密容器に入れて混和し、手指消毒に使用する。

特定アルコール	830mL
精製水	適量*
全量	1000mL（約 78.9vol%）

*混合すると体積が減少するため、全量で 1000mL となるように希釈すること。

- ※ 特定アルコールが眼に入らないように注意すること（例えば、ゴーグルを着用し、作業すること）。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- ※ 作業をする際には、手袋等を着用し、長時間作業しないこと。
- ※ 火気の近くでは作業しないこと。
- ※ 小分けする容器は、メーカーの注意事項等を確認し、アルコール対応のものを使用すること。
- ※ 容器へ小分けする際は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で作業するとともに、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること。
また、小分けした容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」の注意事項を記載すること。

3. 使用に際しての注意

- 調製後のエタノールは、手指消毒のみに用いることとし、損傷皮膚及び粘膜に対しては使用しないこと（刺激作用を有するため）。
- 調製後のエタノールは、一般の手指消毒用エタノールと同様に、同一部位に反復使用した場合には脱脂などによる皮膚荒れを起こすことがあるので注意すること。
- 調製後のエタノールが眼に入らないように注意すること。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- 火気の近くでは使用しないこと。
- 密閉した室内で多量の調製後のエタノールの噴霧は避けること。
- 容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。
- その他、日本薬局方エタノール、日本薬局方消毒用エタノール等の製品の使用上の注意等を参考にすること。

4. その他

- 一斗缶の保管に当たり、少量（80L未満）の場合には消防法上の届出は不要だが、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

（参考）配布する特定アルコールの規格の一例

日本アルコール販売(株) 発酵アルコール 95 1級

宝酒造(株) 95° 発酵アルコール

- ※ なお、本製品は一般的な手指消毒用エタノールの原料と同等のものである。
- ※ 一斗缶を多量に保管する場合は、消防署への届出等が必要となる場合があるので、最寄りの消防署に相談すること。